

## 明石市高齢者の介護職就職奨励給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の介護職場での就労を促進し、高齢者の生きがいがづくり及び介護人材の確保を図るため、介護職就職奨励給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 第4条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）前1年以内に別表第1に掲げる事業所で勤務を開始し、当該勤務を開始した日において満65歳以上であること。

イ 申請日前1年以内に別表第2に掲げる事業所で勤務を開始し、当該勤務を開始した日において満60歳以上であること。

ウ 申請日前1年以内に別表第3に掲げる資格を取得し、又は研修を終了し、かつ、当該資格を取得し、又は研修を修了した日において満65歳以上であること。

(2) 申請日において、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 市内に住所を有すること。

イ 別表第1又は別表第2に掲げる事業所（以下「福祉サービス事業所」という。）で勤務しており、かつ、当該事業所における勤務開始日から起算して3月以上経過していること。

ウ 別表第3に掲げる資格を取得し、又は研修を修了していること。

(3) 国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 過去に本要綱に基づく給付金の交付を受けていないこと。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、20,000円とする。

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明石市介護職就職奨励給付金交付申請書（以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、給付金の交付の決定をしたときは、明石市介護職就職奨励給付金交付決定書により、交付しない

ことを決定したときは、明石市介護職就職奨励給付金不交付決定書により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による給付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした場合は、申請者に対して給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日制定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月15日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

|  |
|--|
| 市内に所在し、かつ、次に掲げるサービス又は事業を行っている事業所                                 |
| ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（別表第2アに掲げるものを除く。） |
| イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス（別表第2イに掲げるものを除く。）                        |
| ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業  |
| エ 法第8条第26項に規定する施設サービス  |
| オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（別表第2ウに掲げるものを除く。）                        |
| カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス                                   |

- キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- ク 明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月28日制定）第3条第1項第1号オからキまでに掲げる事業
- ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（別表第2オに掲げるものを除く。）
- コ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- サ 障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（別表第2カに掲げるものを除く。）
- シ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業
- ス 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
- セ 明石市障害者小規模通所施設運営補助金交付要綱（昭和63年3月29日制定）第2条第1号に規定する障害者小規模通所事業

別表第2（第2条関係）

- 市内に所在し、かつ、次に掲げるサービスを行っている事業所
- ア 法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護及び同条第5項に規定する訪問リハビリテーション
  - イ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護
  - ウ 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護及び同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
  - エ 明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1項第1号ア及びウに掲げる事業
  - オ 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護及び同条第3項に規定する重度訪問介護
  - カ 明石市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第76号）第2条第4号に掲げる訪問入浴サービス事業

別表第3（第2条関係）

|    |  |
|----|--|
| 資格 | 介護福祉士、法第7条第5項に規定する介護支援専門員<br>その他市長が別に定めるもの |
|----|--|

研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を履修するための研修、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修その他市長が別に定めるもの